平成２４年（フ）第３７５号
金沢市古府１丁目95番地１　チェリーヒル古府303号、従前の住所金沢市土清水３丁目５番地
債務者　澤田　大悟
１　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３７８号
石川県野々市市若松町18番14号　ＮＯＯＫ―Ｍ―15―301号室、従前の住所石川県白山市新田町51番地14
債務者　古川　美重
１　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３７９号
金沢市塚崎町ロ１番地３　ツカサキカームリー102号、従前の住所金沢市吉原町イ218番地
債務者　瀧音　マサ
１　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３８０号
石川県河北郡津幡町字緑が丘３丁目22番地
債務者　安藤　範義
１　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３８９号
金沢市八日市４丁目141番地３
債務者　紺井　　律
１　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４５号
石川県輪島市門前町日野尾ハの56番地１、従前の住所石川県輪島市門前町広岡７の10番地１
債務者　佃　　宏二
１　決定年月日時　平成24年11月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１８６号
長野市大字安茂里3684番地
債務者　西村志津子
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
長野県上田市殿城472番地８
債務者　正村　弘子
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２０２号
長野県松本市大字蟻ヶ崎1987番地１、前住所長野県安曇野市豊科5264番地１　フォーブルとよしな201
債務者　髙木　佳奈（旧姓赤羽）
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６４号
長野県岡谷市川岸東２丁目４番35―２号
債務者　廣瀬　三郎
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第８９号
長野県岡谷市中央町１丁目８番34号
債務者　山田　麻未
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２９４号
岐阜市桜通５丁目25番地
債務者　細見　一男
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３６５号
岐阜市領下２丁目３番地２
債務者　堀　　登美
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３７３号
岐阜市村里町85番地　アルスむらさと―Ｂ102
債務者　増田　友美
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９０号
滋賀県近江八幡市竹町183番地１　２号、前住所岡山県津山市安井475番地14
債務者　小原さち子
１　決定年月日時　平成24年11月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１０８５号
京都市伏見区久我西出町14番地109
債務者　石塚　尚美（旧姓和田）
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６４号
京都府城陽市寺田西ノ口43番地の74
債務者　岩佐佐奈江（旧姓飯田）
１　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係